

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第99号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年4月17日 02時00分ごろ
発生場所	境港 鳥取県境港市所在の境港防波堤灯台から真方位263° 2,160m付近 (概位 北緯35° 33.0′ 東経133° 14.9′)
事故等調査の経過	平成25年6月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二十八わかば丸、230トン 128407、若葉漁業株式会社 B 漁船 大福丸、76トン 127361、大福水産有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、六級海技士（航海） 漁ろう長B、海技免状なし
死傷者等	なし
損傷	A 船首外板に曲損 B 左舷外板及びマストに曲損等
事故等の経過	A船は、船長Aほか7人が乗り組み、船長が単独の船橋当直に就き、針路約090°（真方位、以下同じ。）、速力（対地速力、以下同じ。）約7.5ノット（kn）で手動操舵により、境港を航路に向けて東進した。 船長Aは、左舷船首方の目標としている航路ブイに注意を向けて見張りをしていたところ、衝突の約10秒前に右舷船首方にB船の灯火を認め、平成25年4月17日02時00分ごろA船の船首部とB船の左舷外板が衝突した。 B船は、船長B及び漁ろう長Bほか6人が乗り組み、漁ろう長Bが単独の船橋当直に就き、針路約000°、速力約3.5knで手動操舵によって境港を北進した。 漁ろう長Bは、港内は船長が操船するべきだが、船長Bがまだ若く、見習いで仕事を覚えている最中だったので、ほかの乗組員と共に荷揚げ作業に当たらせていた。 漁ろう長Bは、前方を右方に東進する2隻の船に注意を向けて見張りをしていたところ、4号岸壁北端に係留していた3隻の漁船の陰か

	ら見えてきたA船の灯火を左舷船首約45°90m付近に認め、機関を中立としたが、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、境港を東進中、船長Aが、左舷船首方の目標としている航路ブイに注意を向け、右舷船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、境港を北進中、漁ろう長Bが、前方を右方に東進する2隻の船に注意を向け、左舷船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷船首方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、境港において、A船が東進中、B船が北進中、船長A及び漁ろう長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・周囲の見張りを適切に行うこと。